

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

島根県選挙管理委員会



最高裁判所判事
こ いけ
ひろし

小池 裕
昭和二十六年七月三日生



最高裁判所判事
と くら さぶ
ろう

戸倉三郎
昭和二九年八月一日生



最高裁判所判事
やま ぐち
あつし

山口 厚
昭和二八年一一月六日生



最高裁判所判事
かん の ひろ
ゆき

菅野博之
昭和二七年七月三日生

新潟県長岡市で生まれ、その後、東京都、奈川県で過ごす。藤沢市立藤が岡中学校、神奈川県立湘南高等学校卒業。東京大学法学部を卒業。新潟県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、山口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部卒業。司法修習生。

昭和五十二年四月、最高裁民事局、同総務局、東京地裁、横浜家地裁に勤務。六一年四月、最高裁經理局長。二二年七月、水戸地裁所長。二四年三月、東京高裁判事部総括。二十五年七月、東京高裁長官。二六年四月、最高裁判所判事。

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決

平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の割りは、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態があつたが、合理的な期間内における是正がされなかつたとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした（多数意見）。

二 平成二七年一二月一六日 第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、遅くとも平成二〇年当時に於ける部分は、憲法に違反するに至つたが、立法措置をとらなかつた立法不作為者となることができるとした（全員一致、裁判長）。

三 平成二八年一二月二日 第一小法廷判決

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の割りは、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態があつたが、合理的な期間内における是正がされなかつたとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした（多数意見）。

四 平成二八年一二月八日 第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙当時において、小選挙区選出議員の割りは、前回の総選挙当時と同様に憲法の投票価値の平等の要求に反する状態があつたが、合理的な期間内における是正がされなかつたとはいえず、憲法に違反するものとはいえないとした（多数意見）。

五 平成二八年一二月十九日 大法廷決定

平成二九年三月一九日 大法廷決定

平成二九年三月一九日 大法廷決定

平成二九年三月一九日 大法廷決定

平成二九年三月一九日 大法廷決定

平成二九年三月一九日 大法廷決定

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決

平成二七年一二月一六日 第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷決定

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

最高裁判所において関与した主要な裁判
一 平成二七年一月二十五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決

平成二八年一二月八日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二八年一二月二日第一小法廷判決

平成二七年一二月二五日 大法廷判決

平成二七年一二月二日第一小法廷判決</

平成29年10月22日執行

最高裁判所裁判官国民審査公報

島根県選挙管理委員会

四



最高裁判所判事
おおたになおと

昭和二七年六月二三日生

四



最高裁判所判事
木澤克之

昭和二六年八月二七日生

四



最高裁判所判事
はやし
林景一

昭和二六年一月八日生

裁判官としての心構え

（全員一致）
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、
選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つ
ていたということはできないとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

最高裁にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、ど
の事件も最終的な決着が求められます。社会的に影響の大きな事
件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。
最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。
予断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに
当たつては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容と
なるよう、力を尽くしていきたいと思っています。

最高裁判所において開かれた主要な裁判

一 平成二七年一月二二日 大法廷判決

平成二六年一二月一四日施行の衆議院議員総選挙について、小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかつたとはいえず、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものということはできないとした（多数意見）。

二 平成二七年一二月一六日 大法廷判決

民法七三三条一項の規定のうち一〇〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇年当時において、憲法一四条一項、二四条二項に違反するに至つていたとした（多数意見、補足意見付加）。

三 平成二七年一二月一六日 大法廷判決

「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条、一四条一項、二四条に違反しないとした（多数意見）。

四 平成二八年五月二十五日 第一小法廷決定

ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが漏出したことによつて生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設

昭和五二年 六一年	四月	北海道赤平市で生まれ、道内（札幌市、三笠市）で過ごした後、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業
六二年	四月	判事補任官 東京地裁、最高裁刑事局、裁判所書記官研修所、富山地家裁で勤務
六三年	一月	判事任官 最高裁調査官、司法研修所教官、最高裁刑事局第一課長、東京高裁判事、東京地裁判事（部総括）、最高裁秘書課長兼広報課長、刑事局長、人事局長
六四年	三月	静岡地裁所長
六五年	七月	最高裁事務総長
六六年	七月	大阪高裁長官
六七年	二月	最高裁判事

裁判官としての心構え

死亡した場合には、当該証認は、当該労働者等の死亡によつて当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法一一条一項所定の遺族においてこれを承継すべきものとし、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した（全員一致）。

五 平成二九年九月二七日 大法廷判決

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした（多数意見）。

裁判官としての心構え

約四〇年間、弁護士の活動から培つた経験や市民感覚を踏まえ、弁護士出身の裁判官であることの自覚と誇りを持つて、正義と公平に適い、かつ、健全な社会常識に適う法律の解釈・適用に努めたいと考へています。

最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終審としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向かい、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟であります。

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成二八年一二月一五日 第一小法廷判決

学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗案内所の営業を禁止し、違反者に對して刑罰を科することを定めた京都府風俗案内所の規制に関する条例三条一項、一六条一項一号の各規定は、憲法二二条一項に違反するものではなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に從事する者を表す図画等を表示すること等を禁止した同条例七条二号の規定は、憲法二一条一項に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

二 平成二八年一二月一九日 第一小法廷判決

地方税法施行令附則六条の一七第二項にいう居住の用に供するためには、独立的に区画された部分が一〇〇以上ある共同住宅等に当たるか否かは、一棟の共同住宅等ごとに判断すべきものであるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した（全員一致、裁判長）。

三 平成二八年一二月一九日 大法廷決定

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割

	東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭の三男として生まれ育ち、同区立鶴巣小学校、私立立教中学を経て、同立教高校を卒業
昭和四九年 五〇年	立教大学法学部卒業
三月	司法修習生
四月	弁護士登録（東京弁護士会）
五月	司法研修所民事弁護教官
平成二年	新宿区法律相談担当弁護士
二〇年	立教大学法科大学院教授
一月	東京弁護士会人事委員会委員長
四月	東京弁護士会司法修習委員会委員長
五月	法務省人権擁護委員
六月	新宿区区民の声委員会委員（苦情処理機関・第三者委員会）

裁判官としての心構え
最終審である最高裁判のため、平成二十八年としての経験を少しで

裁判官としての心構え

最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っています。これまで世界のいろいろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「一期一会」の気持を持つて、常に誠心誠意努めることが大事だと思っています。

<p>最高裁判所において関与した主要な裁判</p> <p>一 平成二九年九月一二日 第三小法廷決定</p> <p>　信用保証協会が、金融機関が会社に対して行つた融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後、破産手続開始後に物上保証人（自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者）から債権の一部の弁済を受けた。このような場合に破産債権者間の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあつたが、この決定では、破産手続開始の時における当該債権の額として確定したものを基礎として配当額を計算したものが当該債権の実体法上の残額を超過したときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきであり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当すべきではないとの判断を示した（全員一致）。</p>	<p>二 平成二九年九月二七日 大法廷判決</p> <p>多數意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員（通常選挙）の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が</p>
	二年二月 在英日本大使館特命全権公使
	二三年一月 駐英特命全権大使
二九年四月 最高裁判所判事	

昭和四九年	三月	市立天王寺中学校、府立天王寺高校を卒業
四月	京都大学法学部卒業	外務省入省
五月	米国スタンフォード大学にて研修（政治学修士）	後、シンガポール、ソ連、米国の各日本大使館に勤務し、アジア局南東アジア第二課長、条約局条約課長、在英日本国大使館公使、北米局参事官、条約局審議官を経て、
六月	条約局長（後に国際法局長）	駐イルランド特命全権大使
七月	外務大臣官房長	外務大臣官房長
八月	内閣官房副長官補	平成一四年 一七年 二〇〇年
九月		

投票日は10月22日(日)

未来をつくる
あなたの一票大切に



明るい選挙のイメージキャラクター
「選挙のめいじくん」